

令和7年第3回古殿町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和7年9月12日(金) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案の上程(議案第39号~議案第56号) 18件

出席議員(10名)

1番	根 本 重 一 君	2番	根 本 太郎兵衛 君
3番	鈴 木 隆 君	4番	野 崎 喜 彦 君
5番	佐 川 勇 司 君	6番	佐 藤 一 夫 君
7番	岡 部 淳 一 君	8番	木 戸 久 康 君
9番	松 崎 法 通 君	10番	緑 川 栄 一 君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

町 長	岡 部 光 徳 君	副 町 長	奥 豊 君
総 務 課 長	鈴 木 一 彦 君	産 業 振 興 課 長	佐 川 文 夫 君
地 域 整 備 課 長	矢 内 伸 一 君	住 民 税 務 課 長	水 野 博 枝 君
会 計 管 理 者	水 野 博 枝 君	健 康 福 祉 課 長	生 田 目 太 郎 君
健 康 管 理 セ ン タ ー 所 長	矢 吹 昭 雄 君	こ ど も 園 長	吉 田 和 夫 君
教 育 長	渡 邊 宏 文 君	教 育 次 長	佐 藤 奥 枝 君
公 民 館 長	佐 川 富 克 君	代 表 監 査 委 員	佐 川 重 俊 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 野 崎 貴 弘 書 記 水 野 梢

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（緑川栄一君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和7年第3回古殿町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（緑川栄一君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（緑川栄一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、野崎喜彦君及び佐川勇司君を指名します。

◎会期の決定

○議長（緑川栄一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期決定の件につきましては、去る9月9日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果について議会運営委員長から報告願います。

4番、野崎喜彦君。

〔議会運営委員長 野崎喜彦君登壇〕

○議会運営委員長（野崎喜彦君） 令和7年第3回古殿町議会定例会に当たり、9月9日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本定例会は、町長提出議案18件のほか、一般質問は4人で12問の通告となっております。このため、会期を本日から18日までの7日間とすることで一致を見ました。

日程につきましては、本日は提案理由の説明のほか、別紙会期予定表のとおりとなっております。

一般質問に当たりましては、質問の要旨を簡潔明確にして、的確な質疑となるようお願いをいたします。

会議規則を守り、能率的な議会運営の協力をよろしくお願い申し上げまして、報告といたします。

令和7年9月12日

議会運営委員長 野崎喜彦

以上でございます。

○議長（緑川栄一君） お諮りいたします。議会運営委員長の報告どおり、本定例会の会期は、本日から9月18日までの7日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から9月18日までの7日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、会期日程表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

◎諸般の報告

○議長（緑川栄一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から議案18件、報告1件の提出がありましたので、報告します。

次に、本定例会に説明員として副町長、教育長、代表監査委員の出席を求めています。また、その委任を受けて各課長が出席しておりますので、ご了承願います。

次に、5月分から7月分までの例月出納検査報告書を配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、本日まで受理した陳情及び要望は、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、令和7年第2回定例会において可決した地方財政の充実・強化を求める意見書は、衆参両議院議長及び関係大臣宛てに提出しましたので、報告します。

また、同じく、国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書は、関係大臣宛てに提出したので、報告します。

これで諸般の報告を終わります。

◎町長挨拶

○議長（緑川栄一君） 町長から挨拶の申出がありました。これを許します。

町長、岡部光徳君。

〔町長 岡部光徳君登壇〕

○町長（岡部光徳君） 令和7年9月古殿町議会定例会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、本定例会へのご出席はもとより、日頃から町発展のためにご精励くださり、厚く御礼申し上げます。

本定例会においては、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例のほか、令和7年度古殿町一般会計第2次補正予算など、計18件の議案及び1件の報告を提出いたしました。そのご説明の前に、町政をめぐる諸情勢についてのご報告及び所信の一端を申し上げます。

内閣府が8月27日に発表した月例経済報告によると、景気の基調判断は「米国の通商政策等による影響が一

部に見られるものの、緩やかに回復している」として、今年4月に上方修正して以来、5か月連続で同じ判断となっております。

先行きについては、「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある」としており、一部懸念も示されております。町としましても引き続き情報収集等を行ってまいります。

また、先月末、国の令和8年度予算の概算要求が各省庁から出そろい、一般会計の要求総額は、社会保障費や防衛費、国債の利払いに充てる国債費などの増により、令和7年度を上回る122兆4,454億円となり、3年連続で過去最大を更新しました。

このような中、町の重要な財源である地方交付税につきましては、総務省の要求額が18兆6,096億円と、今年度当初予算と比較しまして1.4%の減額となっております。これは経済状況などの動向によっては変動もあり得ることから、今後とも県町村会等を通じ、一般財源の総額が確保されるよう国に強く要請してまいります。

次に、今年度における町政運営の状況等について、第7次振興計画に掲げられた4つの分野に沿ってご説明いたします。

第1に、「人づくり分野」であります。

学校教育に関しましては、小中学校の夏休み期間中、児童生徒には大きな事故等もなく、8月25日の始業式には元気な姿で登校し、第2学期のスタートを切りました。

夏休み中の8月2日に行われた憩いの森フェスタでは、古殿小学校太鼓部の演奏が会場に響きました。子供たちは暑い中、今までの練習の成果を発揮し、真剣な表情で元気いっぱい演奏することができました。

同じく8月に開催された石川地区小・中学校音楽祭においては、古殿中学校が合唱コンクールの部で銀賞を受賞しました。

町では教育・文化・スポーツ分野において東北・全国大会等に出場した選手に激励金をお渡ししており、この夏は、野球、陸上、ダンスドリル、ソフトボールなど様々な分野での活躍が見られました。日々練習を積み重ねた努力の結果であり、これからのさらなる飛躍を期待するものです。

社会体育施設において、屋内ゲートボール場外トイレの改修工事が完了し、水洗洋式トイレとなりました。

また、町民体育館は年々、町外団体の利用頻度が高まり、7月、初めて中体連県大会のバレーボール大会が行われ、8月には、東京や埼玉の大学や高校の合宿の練習場として活用されています。

第2に、「健康・生きがい分野」であります。

今年4月1日に、社会福祉協議会で立ち上げた、障がい者の方に対応する相談支援事業所ですが、現在、7人の方の計画相談を担当しています。全国的に、障がい福祉サービスの利用を希望される方は増加しており、対応する相談員が不足している状況です。

今後も関係機関、管内町村と連携を取りながら、対応してまいります。

敬老会につきましては9月13日に開催を予定しており、現在、164人の出席申込みをいただいております。厳しい残暑が続いていることから、暑さ対策、衛生対策を講じながら、開催してまいります。

現在、石川地方では、リチウムイオン電池をはじめとする小型充電式電池につきましては収集できないごみとされており、また、衝撃を与えたりすると発火するおそれがあります。9月1日号の行政だよりでもお知らせしていますが、石川郡5町村に回収窓口を設置し、石川地方生活環境施設組合に集約し、処分することといたしました。

第3に、「安心・安全分野」であります。

生活基盤の基礎となる道路網の整備につきましては、町の重要道路である県道いわき石川線長光地工区では、騒音対策のための防音壁設計を実施し、また松川工区、仙石・蛭内、清水地区では、用地補償の契約がほぼ完了したと伺っているところです。

町道関係の整備につきましては、社会資本整備総合交付金事業で進めている町道松久保鵜巣線及び町道下論田鵜巣線については発注準備を行っているところであります。

昨年度より緊急防災減災事業で進めている町道越代熊倉線については、6月議会において議決をいただき、現在、工事着手し、計画的に施工を進めています。また、道路維持関係の舗装工事については全て発注済みであり、工事が完了したものもあります。その他維持工事については、発注へ向け準備を進めています。

社会資本総合整備事業で進めている町営住宅改築事業では、舗装工を除く造成工事が完了し、建築工事を進めている状況です。

簡易水道事業においては、生活基盤近代化事業の機器更新工事1件の発注を完了しており、残工事について発注準備を進めています。

公共交通に関しては、デマンドバスの運行を計画しておりますが、運行に際し利用者負担をいただく場合、国の許可を得る必要があります。国土交通省運輸支局の指導をいただきながら、準備を進めているところであります。

第4に、「産業分野」であります。

まず、農業関係です。

町の基幹作物である主食用米については、小売店などの販売価格が高止まりしている状況であり、今年収穫される米の売渡価格も昨年以上の高値になる見込みであると聞いておりますが、今後の状況についても、なお注視していく必要があると考えております。

町では、経営所得安定対策として、従来から水田の転作作物の転換を推進しているところですが、米の価格高騰の影響もあり、飼料用米の作付面積が減少した半面、主食用米の作付面積が増え、昨年度に比べ約26ヘクタール増の230ヘクタールとなりました。

林業に関しては、ふくしま森林再生事業による森林整備に引き続き取り組んでまいります。

今年度は、森林再生事業として田口・論田・松川地区、広葉樹林再生事業として山上地区の森林整備について事業を進めているところであります。

観光振興に関しては、夏の憩いの森フェスタが8月2日に開催され、物まね芸人などのステージショーや花火大会が行われ、多くの露店も並び、大勢の方が来場され、盛況のうちに終了することができました。

また、10月には古殿八幡神社例大祭及びやぶさめフェアが開催される予定となっており、多くの来場者が見込まれますので、その対応に努めていきたいと考えております。

おふくろの駅拡張事業については、現在、造成工事及び施設の基本設計、実施設計業務を進めているところ
であります。

最後に、令和6年度の決算概要でございます。

一般会計における収支は、歳入総額49億1,237万7,000円、歳出総額が47億5,156万円で、翌年度に繰り越す
べき財源1,700万9,000円を差し引いた実質収支は1億4,380万8,000円の黒字となり、同じく、特別会計のい
ずれにおいても、所要の財源確保と効率的な財政運営、経費節減等に努めた結果、黒字を確保することができ
ました。

ただし、地方債残高は令和6年度末で50億5,673万5,000円となっており、町の財政状況は決して楽観視でき
る状況ではありません。

また、町の財政状況を表す諸指標につきましても、財政力を判断する財政力指数は、3年間の平均値で前年
度から0.001ポイント上昇し0.209となり、また、実質公債費比率も0.6ポイント下降し8.5で、自治体財政健全
化法に定める健全化判断比率は、引き続きそれぞれの基準値を大きく下回るなど、健全財政を維持することが
できました。これもひとえに議員各位並びに町民の皆様の町政運営に対するご理解、ご協力のたまものであり、
厚く御礼申し上げます。

以上、町政をめぐる諸情勢について、ご報告及び所信の一端を申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案は、いずれも町政執行上、重要な案件でありますので、よろしくご審議の
上、速やかなご議決をいただくようお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

◎監査報告

○議長（緑川栄一君） 続いて、監査の報告を求めます。

代表監査委員、佐川重俊君。

〔代表監査委員 佐川重俊君登壇〕

○代表監査委員（佐川重俊君） それでは、ご報告申し上げます。

古殿町議会議長、緑川栄一様。

古殿町監査委員、佐川重俊。

古殿町監査委員、根本重一。

地方自治法第235条の2第1項に基づく例月出納検査を実施しましたので、報告いたします。

お手元の報告書1ページから21ページでございます。

令和7年6月23日に令和6年度5月分、令和7年度5月分、令和7年7月22日に令和7年度6月分、令和7
年8月25日、令和7年度7月分をそれぞれ実施いたしました。

検査の手続は、検査対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、
現金、預金の管理状況は適正かに主眼を置き、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検
査手続を実施しました。

検査の結果につきましては、各月とも、各会計、各基金及び歳入歳出外現金は計数上の誤りはございませんでした。

会計別収支計算表及び各月末の現在高の保管状況は報告書記載どおりでございます。

続きまして、令和6年度決算審査についてご報告いたします。

お手元の監査報告書の別冊でございます。

令和6年度古殿町決算審査の意見でございます。

第1、審査の対象が8項目でございます。

記載のとおりでございます。

第2、審査期間。

令和7年7月22日から令和7年7月31日まで、実施日7日間ございました。

第3、審査の要領。

この審査に当たっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金に関する調書について、関係法令に基づき調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、関係帳簿及び証拠書類等を照合したほか、必要に応じて担当職員の説明を求めて審査をいたしました。

第4、審査の結果。

審査に付された一般会計、各特別会計の歳入歳出決算、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書、運用基金に関する調書は、法令に基づき調製されており、決算の計数は関係書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月法律第94号）第3条及び第22条に基づき、健全化判断比率について、算定の基礎となる関係書類を照合した結果、算定は適正に行われていたと認められました。

続きまして、決算の概要と意見でございます。

令和6年度の決算の概要でございます。

表をご覧くださいと思います。

一般会計及び4つの特別会計の決算額の合計は、歳入が63億9,836万8,080円、歳出が61億4,080万2,473円で、差引額は2億5,756万5,607円ございました。このうち、1,700万9,348円が翌年度繰越財源であり、これを差し引いた実質収支額は、2億4,055万6,259円となっております。

続きまして、3ページでございます。

この歳入歳出決算額の中には、一般会計から特別会計への繰出金2億1,379万4,337円、特別会計からの繰入金573万1,531円が含まれており、これを控除した純計決算額は次のとおりでございます。

この純計決算額を前年度と比較すると、歳入合計額は1,469万908円の増であり、歳出合計額は9,985万6,762円の増となり、決算規模は歳入歳出ともやや大きくなったということでございます。

2、一般会計です。

(1) 決算収支。

令和2年度から6年度までは各表の記載のとおりの内容でございます。

令和6年度における一般会計（決算統計での実質数値）の決算額は、歳入総額49億1,096万6,000円、歳出総額47億5,014万9,000円で1億6,081万7,000円の黒字となっています。翌年度に繰り越すべき財源1,700万9,000円を控除した実質収支額は1億4,380万8,000円の黒字となっています。

また、実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は562万4,000円の減となっております。

なお、6年度中の財政調整基金の積立金や取崩し金を加減した実質単年度収支は2億351万2,000円の赤字となっているが、減債基金を含めた積立金全体で収支を算出すると黒字となることから財政運営全体は健全と認められます。

続きまして、4ページでございます。

歳入の状況でございます。

①町税。

歳入の約1割を占める町税は、決算額4億8,798万4,000円で前年度比2,203万7,000円（4.3%）の減となっています。これは主に町民税の定額減税によるものであります。現年度分と滞納繰越分の調定額5億725万3,000円に対し、収入済額が4億8,798万4,000円で、収納率は前年度より0.4%減少し96.3%でございました。

税目別の前年度比では、町民税が1,230万5,000円の減、固定資産税が844万3,000円の減、軽自動車税が34万6,000円の増、たばこ税は161万6,000円の減となっています。

続きまして、5ページでございます。

②地方譲与税、③各種交付金については、記載のとおりでございます。

④地方交付税。

歳入の50.3%を占める地方交付税は、決算額24億7,139万1,000円で、前年度比485万3,000円（0.2%）の増収となっています。内訳は、普通交付税23億1,053万2,000円（前年度比1.6%の増）です。特別交付税1億5,608万7,000円（同12.2%の減）です。震災復興特別交付税477万2,000円（同65.3%の減）でございました。

続きまして、6ページでございます。

⑤使用料・手数料です。

決算額3,670万9,000円で、前年度比22万7,000円（0.6%）の増収となっています。主な内訳は、住宅使用料2,542万6,000円、町民水泳プール使用料144万円、戸籍手数料191万2,000円などであります。

なお、使用料の未収金は住宅使用料の710万9,000円、大綱庵使用料の5,000円でございました。

国庫支出金は、こちらの記載のとおりでございます。

⑧地方債です。

6年度の発行額は5億4,556万1,000円で、前年度比2億6,555万1,000円（94.8%）の増となりました。発行額の主な内訳は、辺地対策事業債7,680万円（前年度比2,860万円の減）、過疎対策事業債1億6,270万円（同9,000万円の増）、臨時財政対策債576万1,000円（同714万9,000万円の減）、緊急防災・減災事業債1億5,070万円（同1億1,640万円の増）、緊急自然災害防止対策事業債5,250万円（同1,480万円の増）でございます。公営住宅建設事業債9,710万円（同皆増）でございました。

6年度末現在高は、前年度から1億6,851万5,000円減少し、50億5,673万5,000円となっております。

⑨その他。

繰入金 3 億18万1,000円、繰越金 1 億5,012万7,000円、負担金・分担金、財産収入、寄付金、諸収入、地方特例交付金等が 1 億998万6,000円でした。

続きまして、7 ページでございます。

歳出の状況です。

目的別歳出、性質別歳出の一覧が出ておりますのでご覧ください。

8 ページです。

人件費。

人件費の歳出額は 8 億4,136万円で全体の17.7%を占め、前年度比5,064万5,000円（6.4%）の増となりました。これは、職員の基本給及び期末手当2,223万円増などでございます。

扶助費。

以上のとおりでございます。

公債費。

公債費の歳出額は 7 億2,314万8,000円で全体の15.2%を占め、前年度比1,107万7,000円（1.5%）の減となっております。

普通建設事業費。

普通建設事業費の歳出額は 6 億3,886万2,000円で全体の13.4%を占め、前年度比 2 億7,603万円（76.1%）の大幅増となっております。うち補助事業費は 1 億9,354万円と前年度比8,382万円（76.4%）大幅増となっております。これは、町営住宅等建設事業の増によるものです。

単独事業費は 4 億3,008万4,000円と前年度比 1 億8,980万5,000円（79%）の大幅増となっております。これは道の駅ふるとの拡張事業の9,528万9,000円増によるものでございます。

物件費。

記載のとおりでございます。

補助費等。

補助費の歳出額は 6 億5,159万7,000円で、全体の13.7%を占め前年度比 1 億3,717万2,000円（26.7%）の大幅増となっております。これは、公営企業会計繰出金の6,025万3,000円の増、須賀川地方広域消防組合負担金の1,826万2,000円の増、石川地方生活環境施設組合負担金の1,641万1,000円の増などございました。

積立金。

積立金の歳出額は 4 億2,614万1,000円で、全体の 9 %を占め前年度比2,254万8,000円（5.6%）の増となっております。

繰出金。

繰出金の歳出額は 2 億9,113万円で、全体の6.1%を占め前年度比8,349万3,000円（22.3%）の大幅減となっております。これは、簡易水道事業、農業集落排水事業、林業集落排水事業への繰出金9,351万3,000円の減などでございます。

続きまして、9 ページでございます。

財政指標です。

健全な財政運営の要件は、収支の均衡を保ちながら、多様な住民福祉施策に対応し得る弾力性を持つものでなければなりません。

町の財政力の動向、財政構造の弾力性を判断する主な財政指標の年度別推移は次のとおりでございます。

(ア) 市町村の財政力を判断する財政力指数は前年度と変化がございませんでした。

(イ) 町財政の弾力性を判断する経常収支比率は、前年度の89.3%から92.4%、3.1ポイント悪化しております。

なお、地方交付税の不足分に充てられた臨時財政対策債を経常一般財源に加えた場合の経常収支比率、表の括弧書きのところも前年度88.9%から92.2%に3.3ポイント悪化しております。

実質公債費比率は起債制限比率に公営企業や一部事務組合の元利償還金などを含めた比率であり、地方債を発行する場合、この比率が18%以上になると県の許可が必要となるということでございます。

(5) 資金運用の状況。

本年度における各会計の出納閉鎖時における収入支出差引額は2億4,055万6,000円の収入超過となっている。主な資金運用の状況は次のとおりでございます。

(ア) 年度を通して一時借入金の借入れはなかった。

(イ) 出納整理期間に資金不足が生じ、7年度一般会計から4億7,000万円を運用し、国県支出金、町債等の収入により5月に完済しています。

(ウ) 年度中の各特別会計の資金不足に対しては、主に一般会計から振替運用し、出納整理期間内に完済している。

(エ) 預貯金利子及び各基金の運用収入は、前年度に比べ95万6,000円増の1,196万円の実績となっています。続きまして、10ページでございます。

特別会計です。

国民健康保険特別会計です。

①歳入総額は前年度比5,697万4,000円(9.7%)減の5億2,987万3,000円であり、そのうち国民健康保険税は14万円(0.1%)増の9,646万6,000円でございます。

一般会計からの繰入金金は前年度比912万9,000円減の5,151万円となっている。

②歳出総額は前年度比5,685万円(10.1%)減の5億488万8,000円となっている。これは保険給付費5,830万円の減が主な要因である。また、国民健康保険事業費納付金は1,229万2,000円減の1億2,134万2,000円となった。なお、基金を1,000万円積立てしている。

11ページです。

国民健康保険税の収納状況でございます。

③国民健康保険税の未収入額は前年度比126万2,000円減少し2,650万4,000円(現年度分が235万3,000円、滞納繰越分2,415万1,000円)となった。

滞納者対策として従来から国保資格証明書、短期証の交付を行っていたが令和6年12月からマイナ保険証制度の施行に伴い資格証明書及び短期証は廃止され、特別療養費の旨を記載した資格確認書のみとなった。

なお、6年度末現在の発行件数は3世帯で被保険者が4人となっている。

介護保険特別会計でございます。

12ページでございます。

①歳入総額は前年度比2,576万6,000円（3.1%）増の8億6,637万3,000円であった。保険料は前年度より280万4,000円（2.0%）増の1億4,350万6,000円、国庫支出金は同417万8,000円（2.1%）増の2億574万6,000円、県支出金は287万円（2.5%）増の1億1,792万7,000円、繰入金は3,316万8,000円（24.3%）増の1億6,959万5,000円となっている。

②ここ数年来の後期高齢者人口の緩やかな減少に伴い保険給付費は高止まりの傾向にあったが、歳出は前年度に続き8億円を超えた。歳出総額は前年度比1,253万3,000円（1.6%）増の8億1,766万6,000円であった。そのうち保険給付費は、7億427万1,000円で、前年度より2,842万9,000円（4.2%）の増となっています。

続きまして、後期高齢者医療特別会計でございます。

13ページをご覧ください。

歳入総額は前年度比425万5,000円（6.8%）増の6,669万8,000円となった。そのうち保険料は全体の71%に当たる4,735万2,000円でありました。

歳出総額は前年度比428万1,000円（6.9%）増の6,666万8,000円であった。そのうち広域連合納付金は98.9%に当たる6,594万9,000円となっています。

続きまして、宅地造成事業特別会計です。

歳入総額は前年度比97.3%、1,136万7,000円減の2,304万7,000円となっています。

歳出総額は前年度比74.5%、5,995万4,000円減の2,048万円となった。

6年度中に3区画の契約があり、1,144万7,000円の歳入となった。また、全体では15区画中11区画が契約済となり、残りは4区画となった。

続きまして、14ページ。

基金でございます。

基金は、特定の目的のために資金を積み立てる積立基金と、特定の目的のために定額資金を運用する運用基金があります。

積立基金は財政調整積立金など8件で39億3,765万8,000円を有しており、令和6年度中に1億4,223万円増加した。

なお、各種基金の令和6年度における運用状況は記載のとおりでございます。

続きまして、15ページです。

運用基金です。

運用基金は、土地開発基金など3件で2億2,898万4,000円を有しており、合計で50万9,000円増加しました。

土地開発基金は、合計で1億円を維持したが、イセ食品跡地3,800万円、三株山頂登山道用地2,362万1,000円で購入したため、現金が減少し、同額で土地に計上となったが前年度に道の駅の敷地として5,886万2,000円で購入した金額が戻された。

優良基礎雌牛導入事業基金は、368万6,000円を新たに貸付し、現在高は5,500万円と維持された。6年度末

の貸付残高は28頭で1,821万6,000円となっている。令和6年度末で償還期限を過ぎた貸付金はありませんでした。

奨学基金は、前年度から50万9,000円増えて7,398万4,000円となっています。6年度末の利用者は42名で貸付金額は前年度より498万7,000円減って2,586万9,000円となっている。現金は4,811万5,000円を保有している。令和6年度末で償還期限を過ぎた貸付金は8名で182万2,000円と前年度と比べ同人数だが14万3,000円増加している。

5、財政の健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条に基づき、健全化判断比率について算定の基礎となる関係書類を照合した結果、算定は適正に行われていたと認めた。

当町における令和6年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率は次のとおりでございます。

16ページでございます。

実質赤字比率は、実質収支が黒字のためになかった。

連結実質赤字比率については、全ての会計において実質収支が黒字のためになかった。

(ウ) 実質公債費比率は、公債費に充当された一般財源の総額に対する割合で、地方交付税に既に導入されたものを除いている。早期健全化基準の25.0%を大きく下回っており、前年度より0.6%ダウンし8.5%であった。

(エ) 将来負担比率は、地方債残高のほか町が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率で、早期健全化基準の350%を大きく下回り数値として出てきていない。今後とも健全財政を維持されるよう要望します。

(オ) 資金不足比率は、公営企業会計における資金不足の比率だが、比率は算定されなかった。

6、意見でございます。

令和6年度の一般会計、特別会計歳入歳出決算、財産に関する調書及び基金の運用状況について決算審査の概要は、前述したとおりでございます。いずれも黒字決算となり各財政指標の分析により、経常収支比率は人件費、各種補助金、一部事務組合負担金等の増加により、前年度より3.3ポイント悪化したものの実質公債費比率は0.6ポイント改善し、健全化判断比率である将来負担比率、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されなかったことから財政状況はおおむね健全であると認められます。今後、道の駅等各種事業が予定されており、経費の抑制に努められ、今まで以上に各指標等を注視しながら財源確保策等を検討し、財務運営に取り組んでいただきたいと思います。

町税収入に当たっては、5億円を割り込むなど人口減少に伴い、将来的に低減していくことが想定されています。町税収納率は、現年度分と滞納繰越分の調定額に対し、前年度より0.4%悪化し、96.3%でありました。不納欠損額は54万7,000円から43万7,000円となり、11万円改善されています。各税の徴収、滞納対策は税の公平性を確保し、町徴収基本方針に沿った広報周知、納税相談、徴税吏員の取組により債権管理の一層の適正化及び効率化と未収債権のさらなる縮減に向けた取組を実施されることが望まれます。

町税以外にも町有財産を可能な限り活用したふるさと納税、町民水泳プール使用料等の自主財源の確保に積極的に取り組むことが望まれます。

人口減少や少子高齢化、若者の流失、公共施設の老朽化等の諸問題に対し、事業の選択や業務の見直しが必要不可欠であります。行政内部の構造改革により、必要とされる行政サービスへの人材と資源の再配分を進め、業務の効率化を図るなど、一人一人の職員のモチベーションを最大限発揮し、創造的に取り組める環境の整備が急がれます。庁内DXなど特定の課題を解決するためのタスクフォースを編成するなど、町民の利便性向上に取り組み、さらには、行政の経営資源が減少していく中で、サービス・インフラの最適化を図り、将来にわたって柔軟で持続可能な行政運営に努められることを望むものでございます。あらゆる分野で何かに挑戦する人を支援し、主体的な町づくりに関わる人材を確保育成していくことが地域の活力を維持、向上していくために重要な要素であることから、各種企画の参画、CM大賞、フルドノタイムなど、行政と議会が真摯でかつ積極的な議論を通じ、施策を構築し、そこから町の未来を切り開く人材が育っていくことを願うものでございます。

続きまして、公営企業会計でございます。

別冊公営企業会計の1ページでございます。

審査の対象、審査の期間は、記載のとおりでございます。

審査の要領です。

この審査に当たっては、町長から提出された、簡易水道事業会計及び下水道事業会計決算について、地方公営企業法及びその他関係法令に基づいて作成されているか、地方公営企業法第3条の「経済性の発揮及び公共の福祉の増進」に沿って運営されているかを主眼として審査をしました。

審査の結果。

審査に付された決算諸表は、地方公営企業法及び関係法令の規定に基づいて作成されており、計数は正確であり、会計帳票と符合していた。

よって、令和6年度の経営成績及び財政状況を適正に表記していると認めました。

2ページでございます。

1、簡易水道事業の業務の概要でございます。

表をご覧くださいいただけます。

年度末の給水戸数は896件、給水人口は3,777人で前年度比73戸（7.5%）、175人（4.4%）減少しました。普及率は84.4%と、前年度から1.4%減少しております。

年間給水量は51万8,420立方メートルと前年度比3万2,293立方メートル（6.6%）増加しました。また、有収率は前年度比2.8%減少しております。

2、下水道事業の業務概要です。

年度末の水洗化人口は2,397人で128人（5.1%）の減であった。また、水洗化率は88.9%でほぼ変化がなかった。

年間総処理水量は26万49立方メートルで前年度比4,539立方メートルと（1.7%）減少しております。

続きまして、3ページです。

決算の状況です。

損益計算書です。

純利益がゼロになっているが、これは繰入金を調整しているためであり、国が定めた基準にのっとり、繰入金によって、利益を生じさせない額に調整をしている。

損益計算書を用いた指標で重要なのは、経常収支比率であり、経常収支／経常費用で算定し、その指標は100%を基準とし、未満であれば赤字が生じている状況である。

令和6年度における経常収支比率は以下のとおりでございます。

次に、貸借対照表です。

資産が負債より大きく、差引きした資本がプラスとなっている。上下水道は装置型産業と言われ、事業の開始に当たっては多額の設備投資が必要となるため、固定資産が流動資産より大きくなっている。設備投資に要した多額の経費はその後長期にわたって回収していくビジネスモデルとなっている。貸借対照表を用いた指標には流動比率、自己資本構成比率、固定資産対長期資本比率などがあります。

流動比率は流動資産／流動負債で算定する。短期的に資金が不足しないか安全性を示すもので、100%を基準とし、高いほうがよいというふうになっております。

自己資本構成比率は自己資本プラス剰余金、繰延収益／負債及び資本金合計で算定をします。資産がどの程度自己資本で借入れに頼らず構成されるかを示す。100%を上限とし、高いほうがよいというふうなことです。

固定資産対長期資本比率、固定資産／（固定負債、資本金プラス剰余金、繰延収益）で算定します。固定資産がどれだけ長期資本で構成されるのかを示し、100%を基準とし、低いほうがよい。100%を超えると固定資産の取得に流動負債が充当されているというふうになります。

続きまして、最終ページ、4ページでございます。

キャッシュ・フロー計算書です。

期首と期末の残高は貸借対照表の現金預金の項目と一致いたします。1年間の資金の増減を業務・投資・財務の3つに区分し、それぞれの項目でプラス・マイナスを組み合わせ分析します。年度によっては、その年度だけ特異な状況まで反映することもあるため、一般的に3ないし5年程度の傾向で分析するのがよいとされています。

それでは、意見でございます。

令和6年度は公営企業会計決算移行初年度でございました。各事業が独立採算を原則としているため、一般企業会計に準じた会計処理が行われ、財務状況と経営実態を評価します。

公営企業の経営分析は利益の最大化ではなく「公共サービスの安定的、継続的な提供」という目的を達成するための手段です。そのため、各指標の数値だけではなく、その背景にある事業の特性や住民サービスへの影響を考慮して評価します。料金改定の検討は、料金水準が適正か、将来的な施設更新費用などが賄える水準にあるかを検討します。

安易な料金据置きは、将来世代に負担を先送りする可能性があり、住民サービスの安定供給と持続可能な経営の両立が図られているかを検証しなければなりません。

損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書は財務三表と言われ、決算時に作成するものでございます。損益計算書は決算期の企業の利益と費用を表す表のことで、該当期の利益の生み出し方や経営成績が分かります。貸借対照表は決算日の企業の資産と負債・純資産の金額と内訳を示す表のことで、資金調達の方法

や財務状況が分かります。キャッシュ・フロー計算書は、決算期の企業の現金の動きを示す表のことで、どのような理由で幾ら現金が動いたか分かります。

各事業において原価と単価を比較すると、原価はコスト、単価はもうけと、上下水道とも原価が単価を上回っているという状況で、コストを使用料金で回収できていないと。やればやるだけ赤字が拡大する状況となっています。人口減少に伴い、将来的に使用料は低減していくことから、今後は住民サービスの安定供給と持続可能な経営の両立が図られているかを検証されることを望むところでございます。

以上で監査報告といたします。

○議長（緑川栄一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 質疑なしと認めます。

大変ご苦勞さまでございました。

◎議案の上程（議案第39号～議案第56号）

○議長（緑川栄一君） 日程第4、議案の上程を行います。

議案第39号から議案第56号まで一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

なお、条例の条文、表及び予算の別表等については省略させます。

〔事務局長朗読〕

◎提案理由の説明

○議長（緑川栄一君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、岡部光徳君。

〔町長 岡部光徳君登壇〕

○町長（岡部光徳君） 本日提案いたしました議案18件について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第39号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を受け、部分休業制度の拡充を行うものであります。部分休業制度とは育児のために勤務しないことを認める制度であり、該当する職員の子が満3歳になるまでの期間、現行では1日当たり2時間を超えない範囲内で勤務しないことを認めるものであります。今回の改正により新たな選択肢として1年単位で10日相当の範囲内で勤務しないことを認めることができる改正であります。

議案第40号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、職員の育児休業等に関する条

例の一部を改正する条例並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正を受け、該当する職員に対する育児に係る部分休業、介護両立支援制度等の措置に対する所要の改正を行うものであります。

議案第41号 古殿町税条例の一部を改正する条例は、地方税法の一部改正を受け、特定親族特別控除の創設や加熱式たばこの課税方式の見直し等、所要の改正と軽自動車税の納期を4月25日から5月25日に変更するものであります。

議案第42号 古殿町税特別措置条例の一部を改正する条例は、福島県税特別措置条例の一部を改正する条例の施行に伴い、地域経済牽引事業促進地域における課税免除の対象期間を令和10年3月31日まで延長するため、所要の改正を行うものであります。

議案第43号 古殿町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例は、福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部改正により、課税免除の対象期間が令和8年3月31日まで延長されたことに伴う改正であります。

議案第44号 古殿町辺地総合整備計画の変更については、論田辺地の総合整備計画を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の承認を求めるものであります。

議案第45号 令和7年度古殿町一般会計第2次補正予算は、歳入歳出それぞれ7,823万5,000円を増額し、総額を52億4,167万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、増額事項として、普通交付税1億3,536万9,000円、子どものための教育・保育給付費負担金200万6,000円、定額減税臨時給付金に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金951万1,000円、オールふくしまの酒づくり支援事業補助金200万円、部分林における立木売払収入1,162万7,000円、令和6年度決算を受けての特別会計繰入金754万8,000円、繰越金9,380万7,000円、県との協議結果を受けた起債額の確定による過疎対策事業債2,040万円などがあります。

一方で、減額事項として、財政調整基金繰入金1億8,505万4,000円、県との協議結果を受けた起債額の確定による辺地対策事業債1,310万円、緊急自然災害防止対策事業債500万円、公営住宅建設事業債340万円などがあります。

歳出につきましては、総務管理費において、令和6年度決算を受けた財政調整基金への積立て4,690万4,000円、システム標準化に伴う新規サーバー構築業務委託料139万8,000円、定額減税に係る調整給付金の不足額給付金951万1,000円、児童福祉費における広域保育委託料334万4,000円、農業費におけるオールふくしまの酒づくり支援事業補助金200万円、商工費における道の駅ふるどの拡張事業に係る施設整備工事費2,600万円を増額計上しております。

そのほか4月等の人事異動に伴う人件費の補正を行っております。

議案第46号から議案第49号までの各補正予算は、いずれも人件費や令和6年度からの繰越金の確定等に伴う補正であります。

議案第50号から議案第54号までは、令和6年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、認定に付するものであります。

議案第55号及び議案第56号は、令和6年度簡易水道事業会計及び下水道事業会計の歳入歳出決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、認定に付するものであります。

一般会計における決算額は、歳入49億1,237万7,000円、歳出47億5,156万円で、歳入歳出差引額は1億6,081万7,000円となりました。翌年度に繰り越すべき財源1,700万9,000円を差し引いた実質収支は1億4,380万8,000円の黒字となりました。

歳入につきましては、対前年比で3億1,153万3,000円の増となっております。

対前年比増減の主な内訳は、増額事項として、地方譲与税1,205万1,000円の増、株式等譲渡所得割交付金153万6,000円の増、地方消費税交付金252万円の増、地方特例交付金1,724万3,000円の増、地方交付税485万3,000円の増、財産収入1,539万6,000円の増、寄付金724万2,000円の増、繰入金4,418万8,000円の増、繰越金1,507万8,000円の増、諸収入1,296万5,000円の増、町債2億6,555万1,000円の増等がございます。

一方、減額事項として、町税2,203万7,000円の減、分担金及び負担金184万1,000円の減、県支出金6,224万9,000円の減等がございます。

歳出につきましては、対前年比で3億84万3,000円の増となっております。

対前年比増減の主な内訳は、増額事項として、総務費で、役場庁舎エレベーター改修等の財産管理事業、ふるさと納税等の寄附受付事業等による3,353万1,000円の増、民生費で、低所得世帯臨時特別給付金事業や児童手当支給事業等による2,503万9,000円の増、衛生費で、公営企業会計繰出金や廃棄物処理事業等による4,755万6,000円の増、商工費で、道の駅拡張事業等による1億1,376万6,000円の増、土木費で、道路改良事業（町単）、町営住宅等建設事業等による1億8,968万8,000円の増、消防費で、常備消防事業等による1,978万5,000円の増、教育費で、古殿中学校教育振興事業や町民水泳プール維持管理事業等による2,264万8,000円の増等がございます。

一方、減額事項として、議会費で、議会運営事業による939万9,000円の減、災害復旧費で、769万1,000円の減、公債費で、償還金の減による1,107万7,000円の減等がございます。

その他4件の特別会計及び2件の公営企業会計につきましても、いずれも実質収支において黒字を確保することができました。

以上、本定例会提案の18件の議案について、提案理由のご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、速やかなご議決をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

◎散会の宣告

○議長（緑川栄一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時21分